

八千代市緑の基本計画【改定版】中間見直し(素案)に寄せられたご意見と市の考え方

| No. | ページ | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 | 素案変更の有無 | 変更後 | 変更前 |
|-----|----------------|--|--|---------|-----|-----|
| 1 | (計画書全体に対するご意見) | <p>【計画と景観行政団体への移行との関連】 八千代市は令和7年4月1日付で景観法に定める景観行政団体に移行しました。景観行政は景観緑三法の枠組みの中の体系です。良好な景観の形成と都市緑化・緑の保全を推進するにあたって景観行政団体がどのようにかわりを持つのか 語られていないのは何故ですか。</p> <p>現行の緑の基本計画がスタートした時点では景観行政団体は千葉県でした。今般中間見直しに先立って景観行政が八千代市に委譲されたのですから 何らかの体制変化が生じたと考えるのは自然な流れです。</p> | <p>本市では、景観行政団体への移行前より八千代市基本構想や八千代市都市マスタープラン等で緑と景観の方針を踏まえた施策を展開しています。また、本計画は「八千代市基本構想」に即し、「八千代市都市マスタープラン」に適合させて策定しており、谷津・里山の保全や都市緑化など緑による景観づくりについても言及しております。</p> <p>なお、今回の改定は中間見直しのため、計画の基本構成を大きく変更するものではありませんが、本市は景観行政団体へ移行したことに伴い、今後より一層、緑による景観づくりに取り組んでまいります。</p> | 無 | — | — |
| 2 | (計画書全体に対するご意見) | <p>【事業費用について】 記載されている内容は、素晴らしいと考えますが、コストパフォーマンスの観点から考え方にそって実施した場合の費用の概算額(1億以下, 1~3億, 3~5億, 5~10億, 10億以上)の記載は出来ませんか。又、令和6年度実施にした内容と概算額を記載して頂けませんか。令和8年度に実施予定内容と概算額の記載は出来ませんか。</p> | <p>ご指摘のとおり、各施策の実施に当たっては費用対効果の視点は重要であると認識しております。</p> <p>本計画は令和17年度(2035年度)までの緑に関する様々な施策の枠組みを示すものであり、個別事業の実施内容や規模、実施主体等については今後の事業化の過程で検討していくこととしております。</p> <p>このため、施策ごとの事業費について現時点でお示しすることはできません。</p> <p>なお、計画で示した施策の取り組み状況については毎年進捗管理を行い、次年度の予算編成の参考としております。事業費については、各年度の予算書や決算書、事業報告等において公表しておりますので、事業ごとにご確認いただくことが可能です。</p> | 無 | — | — |
| 3 | (計画書全体に対するご意見) | <p>【計画の具体性, 実効性について】 計画書は立派だが、具体性や実効性に乏しく感じる。</p> | <p>本計画は令和17年度(2035年度)までの緑に関する様々な施策の枠組みを示すものであり、個別事業の実施内容や規模、実施主体等については今後の事業化の過程で検討してまいります。このため、抽象的な表現にとどまっている箇所があることをご了承ください。</p> | 無 | — | — |

| No. | ページ | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 | 素案変更の有無 | 変更後 | 変更前 |
|-----|----------------|--|---|---------|--|-----|
| 4 | (計画書全体に対するご意見) | 【これまでの取り組みについて】 市職員が何を計画し、何を達成し、何が不足していたのかが不明確であり、頁数ばかり多く中身の伴わない基本計画は無意味ではないかと感じる。 | 本計画は令和17年度(2035年度)までの緑に関する様々な施策の枠組みを示すものであり、個別事業の実施内容や規模、実施主体等については今後の事業化の過程で検討していくこととしております。 なお、これまでの取り組みの概要や課題については、第2章(P25～P35)に取りまとめ、施策展開の資料としております。 | 無 | — | — |
| 5 | (計画書全体に対するご意見) | 【計画の推進について】 職員の維持管理の取り組みが見えにくい。計画作成よりも、職員が現場で樹木や植生を確認し、具体的対策を講じることが重要ではないか。 | 本計画は行政だけでなく、市民の皆様や、企業の皆様が互いに協力しながら進めていくものと考えております。第5章 全市的視点から見た緑の施策、基本方針5で、「多様な主体が連携・協力して、みんなで育てる仕組みづくり」を位置づけており、市民、企業の皆様とともに、市も推進主体の一つとして取り組みを進めてまいります。 | 無 | — | — |
| 6 | (計画書全体に対するご意見) | 【用語解説について】 内容については記載者は専門知識等を有しており、一方、読者は専門知識を持っていない市民もおり、専門用語等は専門家と非専門者のギャップを埋めるために下段等に解説を入れて頂きたい。例えば、都市緑地法第4条、ビオトープ等 | 計画末尾に用語集を設ける予定としています。ご指摘の都市緑地法、ビオトープについても記載いたします。 | 有 | 計画末尾の用語解説に代表的な法令である「都市公園法」、「都市緑地法」等を追記 | — |
| 7 | (計画書全体に対するご意見) | 【計画内容とする事項について】 ボランティアによる花苗植栽は趣味的活動の範囲であり、また、自然発生的な河岸植生(雑草)は管理対象外として扱うべきで、計画書への記載は不要と考える。 | 本計画は行政だけでなく、市民の皆様や、企業の皆様が互いに協力しながら進めていくものと考えております。第5章 全市的視点から見た緑の施策、基本方針5で、「多様な主体が連携・協力して、みんなで育てる仕組みづくり」を位置づけており、ボランティアの皆様による活動も計画の推進に重要な役割をもつと考えております。 河川の緑(自然発生的な河岸植生)については、第5章 全市的視点から見た緑の施策、基本方針4-4に示すように、水辺の生きものとふれあえる親水空間や、動物の移動路(エコロジカルネットワーク)として位置づけております。 | 無 | — | — |
| 8 | (計画書全体に対するご意見) | 【緑化等の情報の発信について】 公園の美化状況や植生の生育、開花情報等を市Webページで定期的に発信してはどうか。 | 緑に関する情報発信は重要と認識しており、第5章 全市的視点から見た緑の施策、基本方針5-1に示すように、広報紙、インターネット、SNSなど様々な媒体や手法により、効果的で分かりやすい情報発信に努めてまいります。 | 無 | — | — |

| No. | ページ | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 | 素案変更の有無 | 変更後 | 変更前 |
|-----|-------------|---|---|---------|---------------------------------|------------|
| 9 | 11, 56 | <p>【貴重な生物等の写真の掲載について】</p> <p>「島田谷津」と「ほたるの里」は、環境省の選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されており、市民の誇りと思います。是非、該当の写真(例えば、ホタルが乱舞している、又、貴重な植物の生育状況等)を載せて頂きたい。</p> | <p>ご意見の通り、P56(1)希少な動植物の調査・把握 に動植物の写真を例示し、名称を併記いたします。</p> | 有 | ヤマトミクリ、ニホンアカガエルの写真を追加 | 写真なし |
| 10 | 53, 58～59ほか | <p>【緑化活動等への市民参加の拡大について】</p> <p>素案では市民との協働による公園緑地の維持管理が謳われるが、参加者を広く確保するには、定年退職後の社会的孤立の防止など社会福祉的な観点も踏まえた取り組みなども必要ではないか。</p> | <p>P5、「コミュニティの醸成～緑は人の集う場を提供します～」に記載の通り、緑を介した協働は、コミュニティの醸成や子どもの情操教育の観点からも重要と認識しております。</p> <p>緑に親しむ仕組みづくりに当たっては、ご提案いただいた「定年退職後の社会的孤立の防止」といった福祉的な視点も踏まえて、関連部署と連携しつつ、幅広い世代の市民の参加を促す取り組みを進めてまいります。</p> | 無 | — | — |
| 11 | 56 | <p>【外来生物等の写真の掲載について】</p> <p>P56の外来生物への対応に写真が載っており、アライグマと想定しますが、写真に名称を入れて頂きたい。又、駆除対象はアライグマ以外もあると思います。</p> | <p>ご意見の通り、複数の外来生物の写真を例示し、名称を併記いたします。</p> | 有 | カミツキガメ、セアカゴケグモ、ナガエツルノゲイトウの写真を追加 | アライグマの写真のみ |
| 12 | 56 | <p>【掲載写真について】</p> <p>P56の(2)と(3)の間の写真の名称も入れて頂きたい、併せて使用している写真等の絵柄名称が不記載のページの名義等についても理解し易いように合わせて記載して頂きたい。</p> | <p>本文のイメージとして掲載しており、具体的な取組内容を示すものではないため、画像の詳細な説明は記載しないことといたしました。</p> | 無 | — | — |

| No. | ページ | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 | 素案変更の有無 | 変更後 | 変更前 |
|-----|----------------|---|---|---------|-----|-----|
| 13 | 56 | <p>【ビオトープについて】 P56に記載されているビオトープとはビオトープ管理士のことを指しますか。</p> | <p>ここでのビオトープは、「ほたるの里」など、多様な生物が生息できるように整備、管理を行っている空間を指しております。 八千代市第3次環境保全計画(改訂版)に基づいてこうした場の管理を継続してまいります。</p> | 無 | — | — |
| 14 | 55～56 78～80 | <p>【旧少年自然の家の植物観察園について】 旧少年自然の家の植物観察園には、約44年間にわたり職員と地域住民が保護管理してきた希少植物を含む多様な植物(野草約120種、樹木約30種)が生育している。閉鎖後も約6年にわたり市民ボランティアが保全活動を継続している。</p> <p>八千代市内で希少な保護植物を含む植物群を一箇所でまとめて鑑賞できる場所はここだけであり、市民にとって重要な財産であるため、この財産を捨て去る事は出来ない。</p> <p>園内に設置した小規模な水たまりにより、フクロウ・サンバ等を含む約30種の野鳥・小動物が確認されており、生物多様性の拠点としての機能が実証されている。今後、市民の森にした後に、新たに池を作り整備することで、より多様性の確保が出来る。</p> <p>以上を踏まえ、施策46(希少な動植物保護方策の検討)、施策47(希少な動植物の調査・把握)、施策49(都市緑化の際の多様性配慮)の具体策として、地権者の何らかの協力を得て、「植物観察園を中心とした市民の森」とすることを追加してほしい。</p> <p>あわせて、市民・子どもの憩いおよび教育の場とするとともに、旧少年自然の家の解体・原状復帰工事に際しては、貴重な植物に配慮するよう求める。</p> | <p>八千代市少年自然の家の運営について、公共施設再配置等推進委員会において協議・検討を行った結果、子どもたちの安全と安心の確保を最優先に考え、令和2年4月1日から休止とし、令和4年11月に開催された八千代市議会定例会において廃止が決定しております。このことより、旧計画に記載のあった緑の活動拠点としての位置づけを削除しております。</p> <p>しかし、旧少年自然の家の周辺環境及び生態系への配慮や、市民による自然環境保全活動の実績等については、当該地区の自然環境の評価に当たって重要な要素であると認識しております。</p> <p>なお、本計画は個別施設の今後の在り方を示すものではないことから、いただきましたご意見は関係部署と共有いたします。</p> | 無 | — | — |

| No. | ページ | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 | 素案変更の有無 | 変更後 | 変更前 |
|-----|-------|---|----------------------|---------|-----|-----|
| 15 | 78～80 | <p>【旧少年自然の家の植物観察園について】</p> <p>旧少年自然の家にある観察園は、開発で行き場を失った希少植物が保護されている場所であり、一度失えば同じ環境を再現できない貴重な林である。</p> <p>旧少年自然の家の解体・原状復帰後も、地権者の協力を得て植物観察園を存続させる方策をお願いしたい。</p> <p>植物観察園の保存や拠点整備については、今回の中間見直しにおいて検討しなおす対象に加えるべきと考える。</p> | No.14のご意見へのご回答と同様です。 | 無 | — | — |
| 16 | 78～80 | <p>【自然観察における拠点施設の整備について】</p> <p>旧少年自然の家周辺の保品地区・間谷谷津は、旧少年自然の家を起点として巡ることができる里山エリアであり、伊勢谷津には保品野草保存園がある。間谷谷津・伊勢谷津では、多様な野草・野鳥・動物・昆虫が確認されている。間谷谷津ではヘイケボタルが多数観察され、昨年は50人規模の観察会が4回以上行われた。伊勢谷津の野草園では詳しい調査記録が出されている。しかし、旧少年自然の家のトイレが使えなくなったことで、周辺の里山散策が不便になった。</p> <p>■ 提案</p> <p>①旧少年自然の家の植物園を現状の状態で保存し、トイレを整備する。現状の駐車場にトイレを加え、保品地区の自然観察や保全の中心とする。これにより地区の自然の荒廃防止も期待できる。</p> <p>②3カ所(旧少年自然の家の植物園、間谷谷津、伊勢谷津)全体、またはその一部をめぐるコースを整備し、ボランティアの講師による市民を対象とした観察会を行う。上記植物園は比較的小規模ながら多様な野草を観察でき、学習場所としての活用も期待できる。</p> <p>③旧少年自然の家の植物園一帯の存続方法については、例えば近隣公園や市民の森のような形態が考えられるのではないかと。</p> | No.14のご意見へのご回答と同様です。 | 無 | — | — |

| No. | ページ | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 | 素案変更の有無 | 変更後 | 変更前 |
|-----|-------|--|---|---------|--|--|
| 17 | 78～80 | <p>【自然観察における拠点施設の整備について】</p> <p>保品・間谷谷津保全配慮地区は市内でも稀少生物が極めて豊富であり、印旛沼水系との関わりを学べる貴重な場所である。ホタルが舞うほどの「宝」と言える環境がある一方、現在は荒廃が進んでいる。旧少年自然の家の跡地を「市民の森」のような位置づけとし、トイレや駐車場を整備することで、市民の森のような位置付けで自然とふれあえる空間として整備を行っていただきたい。</p> | No.14のご意見へのご回答と同様です。 | 無 | — | — |
| 18 | 78～80 | <p>【緑地保全方策の推進について】</p> <p>環境省が「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定している島田谷津・ほたるの里の保全は重要である。しかし、それ以外の地区についても荒廃が進んでおり、保全が急がれる状況にある。まずは荒廃の進行を止める必要がある。保全・再生方策については、検討にとどまらず、推進まで進めてほしい。</p> | 市内の農地で耕作放棄地が増加している課題を市としても認識しております。このため、八千代市第2次農業振興計画と連携し、耕作放棄地の増加抑制に努めております。本計画にもその旨、追記いたします。 | 有 | 谷津・里山を構成する重要な樹林や水田などについては、様々な手段による保全策に取り組みます。特に島田谷津・ほたるの里については、環境省による「生物多様性保全上重要な里地里山」選定地であり、特別緑地保全地区※1や条例などによる保全地域の指定など、保全策に取り組むほか、八千代市第2次農業振興計画と連携し、耕作放棄地の増加抑制に努めます。 | 谷津・里山を構成する重要な樹林や水田などについては、様々な手段による保全策に取り組みます。特に島田谷津・ほたるの里については、環境省による「生物多様性保全上重要な里地里山」選定地であり、特別緑地保全地区※1や条例などによる保全地域の指定など、保全策に取り組みます。 |
| 19 | 78～80 | <p>【公共施設の費用対効果について】</p> <p>素案では、ガキ大将の森の利用推進による緑地保全方策が示されている。この施設は利用者一人当たり年間コストが割高とされているため、財政制約を踏まえると、素案の利用推進方針に疑問がある。</p> | <p>「ガキ大将の森キャンプ場」は、借地であることや利用期間が夏季に限定されることなどより、ご指摘の通り利用者一人当たりの年間コストが割高となっている課題を認識しております。</p> <p>八千代市公共施設等総合管理計画(R7年3月改訂)においては、施設の老朽化が進んでいる状況も踏まえ、稼働率の向上など施設の有効活用を図る検討に加え、他の野外体験施設による代替の可能性や、廃止を含めた施設のあり方について検討する方針を示しております。</p> <p>今後につきましては、緑地保全の視点を保ちつつも、八千代市公共施設再配置等推進委員会の意見等も踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。</p> | 無 | — | — |

| No. | ページ | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 | 素案変更の有無 | 変更後 | 変更前 |
|-----|-------|--|---|---------|-----|-----|
| 20 | 78～80 | <p>【自然環境の実態把握について】</p> <p>2010年に市民による生き物調査に参加したが、当時の調査時と比較して、希少種だけでなく、かつて普通に見られた在来種も外来種の影響で激減していると実感している。</p> <p>定期的な調査を実施しているなら、その結果を公開していただきたい。</p> <p>調査が行われていなければ、市民の生態系への理解を深めるためにも、以前実施されたような市民参加による生き物調査の実施を提案する。</p> | <p>直近では平成30年度から31年度にかけて市民参加による生物調査を実施し、結果の概要については市ホームページで公表しております。今後の調査実施時期は未定ですが、一定期間ごとに生物調査を実施することや調査方法を検討していきます。</p> | 無 | — | — |